



2020年5月22日

各 位

東京都新宿区新宿一丁目1番13号
伯 東 株 式 会 社
代表取締役社長 阿 部 良 二
(コード番号 7433 東証第一部)
問い合わせ先 取締役執行役員管理統括部長 新 徳 布 仁
TEL 03 (3225) 8910

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年6月25日開催予定の第68期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンス強化に努めてまいりました。そのうえで、今般、以下を目的として、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。

- ・委員の全員が社外取締役で構成され、取締役会の議決権を有する監査等委員会による監督機能のさらなる強化を目指します。
- ・当社グループを取り巻く環境変化が激しい中、業務執行取締役に重要な業務執行決定権限の委任を進めることで、経営の意思決定のさらなる迅速化を図ります。

これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日	2020年6月25日(予定)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副会長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3. 取締役会は、必要に応じて、その決議によって取締役名誉会長及び取締役相談役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役社長1名を定め、取締役会長、取締役副会長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>3. 取締役会は、必要に応じて、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役名誉会長及び取締役相談役を<u>選定する</u>ことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(名誉会長、相談役及び顧問)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって名誉会長を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって相談役及び顧問を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の<u>全員の同意</u>があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(名誉会長、相談役及び顧問)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>必要に応じて、その決議によって名誉会長を<u>選定する</u></u>ことができる。</p> <p>2. 取締役会は、<u>必要に応じて、その決議によって相談役及び顧問を<u>選定する</u></u>ことができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 27 条～第 28 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第 29 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 28 条～第 29 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤の<u>監査役</u>) 第 32 条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>(<u>監査役会</u>の招集通知) 第 33 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(<u>監査役</u>の報酬等) 第 34 条 <u>監査役</u>の報酬等は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役会</u>規程) 第 35 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会</u>規程による。</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除) 第 36 条 当社は、<u>会社法</u>第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役</u> (<u>監査役であった者を含む。</u>)の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会</u>の決議によって免除することができる。</p>	<p>(常勤の<u>監査等委員</u>) 第 30 条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定する<u>ことができる</u>。</p> <p>(<u>監査等委員会</u>の招集通知) 第 31 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>監査等委員会</u>規程) 第 32 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会</u>規程による。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="204 367 770 658"><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、200 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p data-bbox="363 712 619 745">第 6 章 会計監査人</p> <p data-bbox="204 799 582 833">第 37 条～第 38 条（条文省略）</p> <p data-bbox="220 887 497 920">（会計監査人の報酬等）</p> <p data-bbox="204 929 767 1008">第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="391 1061 592 1095">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="204 1149 582 1182">第 40 条～第 43 条（条文省略）</p> <p data-bbox="451 1236 533 1270">（新設）</p>	<p data-bbox="1054 367 1136 400">（削除）</p> <p data-bbox="967 712 1225 745">第 6 章 会計監査人</p> <p data-bbox="807 799 1214 833">第 33 条～第 34 条（現行どおり）</p> <p data-bbox="823 887 1101 920">（会計監査人の報酬等）</p> <p data-bbox="807 929 1374 1008">第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="994 1061 1195 1095">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="807 1149 1214 1182">第 36 条～第 39 条（現行どおり）</p> <p data-bbox="807 1236 868 1270">附則</p> <p data-bbox="823 1279 1302 1312"><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p data-bbox="807 1321 1374 1529">1. 当社は、第 68 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="807 1538 1374 1789">2. 第 68 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。</p>

以 上